

犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象） デザイン・印刷等業務委託 企画提案実施要領

1 目的

この要領は、愛媛県（以下、「県」という。）が実施する「犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象） デザイン・印刷等業務」の委託業者選定に当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象） デザイン・印刷等業務
- (2) 業 務 内 容 別添「犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象）デザイン・印刷等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで
- (4) 委託料上限額 372,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案への参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に対し、企画提案への参加を認めることとする。

- (1) 業務遂行にあたり、十分な能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中に、県から入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中に、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、契約締結までに登録される見込みである者であること。
- (6) 提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (9) 国や地方自治体、大学法人からの事業受託実績を有する者であること。
- (10) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年8月5日(火) |
| (2) 参加申込書及び質問受付期限 | 令和7年8月27日(水) 17時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和7年8月29日(金) 17時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月8日(月) 15時まで |
| (5) 審査結果通知、契約手続 | 令和7年9月中旬頃 |

5 企画提案の提出手続

(1) 参加申込〔様式1〕、〔様式2〕

企画提案への参加を希望する者は、別添参加申込書〔様式1〕及び誓約書〔様式2〕を、提出先に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

参加の可否については、申込者にメールで通知する。

- ・提出期限 令和7年8月27日(水) 17時まで(必着)
- ・提出先 「11 問合わせ先・提出先」のとおり

(2) 質問及び回答〔様式3〕

本業務に関する質問等がある場合は、令和7年8月27日(水) 17時までに質問書〔様式3〕を「11 問合わせ先・提出先」にメールで提出すること。

なお、提出後、「11 問合わせ先・提出先」への電話により、受信の確認を行うこと。

質問に対する回答は、質問内容とともに参加申込者全員に対してメールで行う。ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容に関わるものは、質問者に対してのみ回答を行い、参加申込者以外からの質問には回答しない。

(3) 企画提案書等の提出〔様式4〕

①提出期限等

- ・提出期限 令和7年9月8日(月) 15時まで(必着)
- ・提出方法 持参又は郵送による。
- ・提出先 「11 問合わせ先・提出先」のとおり

②提出書類及び部数

- | | |
|---------------------------|----|
| ・企画提案書〔様式4〕 | 1部 |
| ・企画提案書(A4判・カラー刷り)(様式指定なし) | 8部 |
| ・必要経費見積書(A4判)(様式指定なし) | 1部 |
| ・会社概要(既存のもので可) | 1部 |
| ・実績調書 | 1部 |

③企画提案書記載事項

- ・業務全般に関する取組方針及びデザインコンセプト等

当該業務を実施するに当たっての基本的な取組方針や着眼点及びデザインコンセプト等について、記載すること。

(できる限り平易な表現(図表等を含む)を用いること。)

- ・業務実施体制・スケジュール等

技術者の配置予定、役割分担等

配置予定技術者の専門性等

作業日程、作業手順等

・その他追加提案

仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項（業務の成果を高めるための工夫等）があれば、その内容を記載すること。

④提案辞退〔様式5〕

企画提案書の提出後に提案を取り下げる場合は、9月15日（月）17時（必着）までに、取り下げ願い書〔様式5〕を持参又は郵送により提出すること。

なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 企画提案書等の作成・提出に当たっての注意事項

- （1）本要領に示した参加申し込み資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とする。
また、必要書類の提出がない場合は、参加申込資格がないものとみなす。
- （2）企画提案書には、5（3）③の記載事項を盛り込むこと。
- （3）見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。なお、消費税率は10%とすること。
- （4）企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がある。
- （5）提出された書類は、理由の如何に問わず返却しない。

7 選定方法

- （1）提出された企画提案書については、犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象）デザイン・印刷等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別添「評価基準」に基づき書面審査を行い、選定委員会での合計得点が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。
なお、提案者は、他の提案者の書面を閲覧することはできない。
- （2）選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で最優秀提案者を選定する。
 - ①A（特に優れている）の数が多い者
 - ②A（特に優れている）の数と同数の場合は、B（優れている）の数が多い者
 - ③B（優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多い者
 - ④C（普通）の数も同数の場合は、当該企画提案に係る執行事務に関係のない職員による代理くじ引きにより選定なお、企画提案者が1者のみの場合、選定委員会での合計点が満点の6割以上であれば、その者を最優秀提案者とする。
- （3）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ①見積額が、委託料上限額を超えるとき。

- ②企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
 - (4) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で協議の上、定めるものとする。
 - (5) 審査の結果については、9月中旬頃までに、全ての企画提案者に書面で通知する。
- なお、本審査に関する質問や異議には、一切応じない。

8 契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議を行った上で、県と企画提案者の双方が合意に至った場合に限り、契約を締結する。この協議の際、企画提案内容の一部を変更することがある。
- なお、最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (2) 別添「犯罪被害者等支援チラシ（小中学生対象） デザイン・印刷等業務委託仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものであり、締結する契約書に添付される仕様書は、最優秀提案者の企画提案書に基づく、県と企画提案者との協議により、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
 - (3) 契約条項等については、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準ずることとする。
 - (4) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に10分の1を乗じた金額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめること

がある。

10 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施に際し、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、最優秀提案者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における成果品の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

11 問合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課 消費・くらし安全安心グループ

電 話：089-912-2336

F A X：089-912-2299

E-mail：kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp